



松総行第138号

令和7年7月2日

松本市議会議長 阿部 功祐 様

松本市長 臥雲 義尚



議会からの政策提言への対応方針について

貴市議会から令和7年4月28日付け松議第11号により政策提言のありました事項について、下記のとおり回答いたします。

記

1 政策提言事項

- (1) 総務委員会 中心市街地のまちづくりに関する提言書
- (2) 厚生委員会 身寄りなき老後の支援に関する提言書
- (3) 経済文教委員会 史跡松本城の桜の管理に関する提言書
- (4) 建設環境委員会 AIを活用した水道管路診断の実施に関する提言書

2 政策提言への対応方針

別添のとおり

政策提言への対応方針

1 中心市街地のまちづくりに関する提言（総務委員会）

提言事項の要旨	現状及び対応方針
<p>中心市街地のまちづくりについて、調査研究の結果を議論し、分析して得た3つの視点をもとに、10の政策を提言します。</p>	<p>(1) 担当課 総合戦略局中心市街地活性本部 他関係課</p> <p>(2) 現状 令和7年3月に、松本市中心市街地再設計検討会議から中心市街地の再設計・再活性に関わる提言を受領しました。</p> <p>(3) 対応方針 本提言に加え、松本市中心市街地再設計検討会議からの提言並びに市民フォーラム及び市公式LINEに寄せられた意見及びアイデアを踏まえ、中心市街地の再設計・再活性の具現化に向け、スピード感を持って取り組みます。</p>
<p>【視点1】 中心市街地は日々の暮らしの場・生活の場であるという視点 生活者の日々の暮らしを大切にしたいまちづくりのための政策</p>	
<p>(1) 日常生活の中で「慣れ親しむ場」として公共空間（水辺、小路、公園）の活用 水辺、小路、公園などの公共空間を、国の施策を積極的に取り入れながら、恒常的な活用に向けた取り組みを要望します。</p>	<p>(1) 担当課 総合戦略局中心市街地活性本部</p> <p>(2) 現状 街場のえんがわ作戦等により、公園通りなどで、公共空間を利活用する取り組みを行っています。</p> <p>(3) 対応方針 松本の歴史や自然を活かして、居心地がよく歩きたくなる空間づくり、魅力的な公共空間の利活用を推進します。</p>
<p>(2) 空き店舗を活用したライフインフラの整備促進 空き店舗活用支援施策を商業的な側面だけでなく、快適なまちなか生活に必要な医療、介護等のライフインフラ整備にまで広げることがを提言します。</p>	<p>(1) 担当課 産業振興部商工課</p> <p>(2) 現状 3か月以上入居者が決まらない商店街の空き店舗を活用して事業を営む場合、商店街空き店舗活用事業として家賃を補助しています。</p> <p>(3) 対応方針</p>

提言事項の要旨	現状及び対応方針
	<p>現制度においてもライフインフラに関する業種を対象として補助を行っています。</p> <p>しかしながら空き店舗の活用には多額の費用がかかることから、ライフインフラ業種に限定することなく、補助率の上乗せやリフォーム補助など必要な支援を検討します。</p>
<p>(3) 不動産の流動性を確保しつつ新陳代謝が可能な方法による居住環境整備の研究</p> <p>中心市街地における既存市営住宅の整備効果と住宅需要の動向を検証し、中心市街地がより暮らしやすい場所になるよう公営住宅の整備を研究することを要望します。</p>	<p>(1) 担当課 建設部住宅課</p> <p>(2) 現状 中心市街地にある公営住宅(低所得者向け)は、常に満室で需要が高い一方で、特定公共賃貸住宅(中堅所得者向け)は、常に複数戸の空きがあるため、子育て世代などの中堅所得者は、付加価値の高い民間住宅に流れている傾向が窺えます。</p> <p>近年は、複数の民間マンションが建設されており、中心市街地では民間事業者による住宅供給が進められています。</p> <p>(3) 対応方針 民間住宅の供給状況等から、中心市街地において新たに公営住宅を整備する必要性が低いと認識しています。</p> <p>将来的に中心市街地の活性につながる住宅施策を検討する場合は、常に複数戸の空きがある特定公共賃貸住宅の活用を含め、施策の研究が必要と考えます。</p>
<p>【視点2】 中心市街地は郊外と深く関係し、発展してきたという視点 郊外に居住する市民を巻き込んだまちづくりのための政策</p>	
<p>(4) 駐車場や渋滞を気にせず郊外から車で中心市街地にアクセスしやすい環境の整備</p> <p>交通渋滞や駐車場不足などの点から中心市街地へのアクセスが課題となっている中、郊外から自家</p>	<p>(1) 担当課 交通部交通ネットワーク課 建設部都市計画課</p> <p>(2) 現状 松本市総合交通戦略に基づき、中心市街地における通過交通を抑制し、円滑な</p>

提言事項の要旨	現状及び対応方針
<p>用車でのアクセスしやすい中心市街地とするため、環境の整備やフリンジ駐車場の整備について本格的な検討を提言します。</p>	<p>交通流動を図るため、施策の展開を進めています。</p> <p>(3) 対応方針</p> <p>松本の歴史や自然を活かしたウォーカブルなまちづくりを推進する中でも、一定の自動車利用は不可欠であることから、フリンジ駐車場を含めた交通環境の整備を検討します。</p>
<p>(5) 郊外と中心市街地を「食」でつなぐ～地産地消のまちづくり</p> <p>地産地消推進の店登録制度を見直し、新たに中心市街地の地産地消に活用できるようリニューアルし、強み（農畜産物の総合的産地、飲食店集積）を活かした「地産の場」としての郊外と「地消の場」としての中心市街地の連携することを提言します。</p> <p>地産地消推進の店登録制度を、新たに中心市街地の地産地消を推進するための制度として、シティプロモーションや観光といった視点も含めた部局横断的な検討により、リニューアルすることを提言します。</p>	<p>(1) 担当課 産業振興部農政課 文化観光部観光ブランド課</p> <p>(2) 現状</p> <p>本制度は、市内農産物の消費拡大を目的として開始し、平成28年度には登録件数が113件に達しましたが、一定の役割を果たしたことなどから、令和6年度末をもって廃止しました。</p> <p>市公式観光ホームページでは、引き続き「郷土食や食材」などをPRしています。</p> <p>(3) 対応方針</p> <p>郊外で生産した農産物を中心市街地で消費するという連携にとらわれることなく、市内農産物を提供する飲食店を紹介するため、「松本市農業の課題解決プラットフォーム」で本制度の問題点を解消した新たな仕組みづくりに取り組みます。</p>
<p>(6) 郊外居住の市民がまちづくりに参加できる仕組みの構築</p> <p>郊外居住市民の声を的確に捉えられるよう十分な規模の母集団を確保した郊外居住市民へのアンケート調査を要望します。</p> <p>郊外を含めた市民全体の意見を適切に反映できるような会議体の設置も有効と考えます。</p>	<p>(1) 担当課 総合戦略局中心市街地活性本部</p> <p>(2) 現状</p> <p>中心市街地の再設計・再活性に向けた意見及びアイデア募集において、528件の意見をいただきました。併せて開催した2回のワークショップでは、延べ61名が参加しました。</p> <p>(3) 対応方針</p> <p>居住地を限定することなく、様々な機</p>

提言事項の要旨	現状及び対応方針
	<p>会を捉えて多くの市民や関係者との対話及び意見交換の場を、継続的に設けます。</p> <p>また、公民学が連携して進捗を管理する仕組みや幅広い専門的な視点でプロジェクトを支援する場として、市民の代表等が参加する会議体を設置します。</p>
<p>【視点3】 今の私たちのまちづくりの営みが未来の中心市街地をかたちづくるという視点より良い中心市街地を未来に引き継ぐまちづくりのための政策</p>	
<p>(7) 中心市街地のまちづくりの営みが、未来の市民にもわかりやすく伝わるキャッチフレーズの検討</p> <p>「山高く水清くして風光る」、「文化薫るアルプスの城下町」、「誰かに語りたくなる暮らし」など、まちづくりの営みに込められた願いや思いが未来に引き継がれるようにキャッチフレーズを検討することを提言します。</p>	<p>(1) 担当課 総合戦略局中心市街地活性本部</p> <p>(2) 現状 松本城三の丸エリアビジョンでは、「誰かに語りたくなる暮らし」を合言葉として掲げました。</p> <p>(3) 対応方針 必要に応じてキャッチフレーズを定めるなどして、中心市街地活性化を市民共通の取組みとして認識していただけるよう取り組みます。</p> <p>これまで松本駅周辺から松本城までを「中核エリア」と表現してきましたが、その範囲をより分かりやすく表現し、親しみを持って伝えるため、今後は「えきしろ空間」と表現します。</p>
<p>(8) 50年先を見据えた中心市街地のまちづくりに関する全体計画の策定</p> <p>中心市街地のまちづくりにかかわる多様な主体の考えを調整し、様々な政策分野の施策を総合的かつ一体的に行われるよう、中心市街地活性化基本計画策定を検討することを要望します。</p>	<p>(1) 担当課 産業振興部商工課 建設部都市計画課 総合戦略局中心市街地活性本部</p> <p>(2) 現状 平成18年の中心市街地活性化法の改正に伴い、松本市は国の中心市街地活性化の取組みに対する診断・助言を受けました。その結果が良好なものであったことやハード面について一定の整備が完了していたことから、新たな中心市街地活性化基本計画を策定せず、平成20</p>

提言事項の要旨	現状及び対応方針
	<p>年度に商業ビジョンを策定し、中心市街地の活性化に努めてきました。</p> <p>(3) 対応方針 松本市商業ビジョンに加え、新たに令和7年度から8年度にかけて中心市街地の活性化に向けた将来像等を検討し、「えきまえエリアビジョン」を策定し、将来を見据えたまちづくりを推進します。</p>
<p>(9) 官民を含めてあらゆる関係者を巻き込んだ事業推進を担える人材の育成</p> <p>官民を含むあらゆる関係者を巻き込んだ事業推進を担える人材の育成を提言します。</p> <p>行政内で人材を掘り起こし、長期にわたりまちづくりを担当させることや人材育成プログラムへの参加などの検討を要望します。</p>	<p>(1) 担当課 総合戦略局中心市街地活性本部</p> <p>(2) 現状 新たな取組みとして、令和6年度からまちづくりに関わる庁内研修を開始しました。</p> <p>令和7年4月には、お城まちなみ創造本部を、中心市街地活性本部へ改組しました。</p> <p>(3) 対応方針 まちづくりに関わる専門民間企業への業務委託や、先進的な取組みを行う学識経験者等からの技術指導などを通じて、多くの職員がまちづくりを担う業務を経験し、組織改編や人事異動があっても取組みが継続できる組織を構築します。</p>
<p>【視点1・2・3】を踏まえた仕組みの構築</p>	
<p>(10) 中心市街地のまちづくりに対する高校生からの意見を反映する仕組みの構築</p> <p>高校生の意見を中心市街地のまちづくりに反映する仕組みを構築することを提言します。</p>	<p>(1) 担当課 総合戦略局中心市街地活性本部 こども若者部若者参画課</p> <p>(2) 現状 中心市街地の再設計・再活性に向けた意見及びアイデア募集のため、高校生と大学生を対象として開催したワークショップに32名が参加し、このうち高校生は15名でした。</p> <p>(3) 対応方針 若者参画課と連携して、様々な機会を</p>

提言事項の要旨	現状及び対応方針
	捉えて、高校生をはじめとする若い世代との対話及び意見交換の場を、継続的に設けます。

2 身寄りなき老後の支援に関する提言（厚生委員会）

提言事項の要旨	現状及び対応方針
<p>(1) 「20年、30年先を見据えたよりよき人生に向けて「エンディングノート」、「リビングウィル」に関する情報発信の拡充と、若年層からの終活に対する意識醸成プログラムの新設」</p> <p>20年、30年先を見据えた終活への備えの意義について、「自分ごと」への意識の転換を図れるよう、情報発信を拡充してください。</p> <p>また学校等の教育現場とも連携し、若年層から切れ目のない意識醸成プログラムを新設してください。</p>	<p>(1) 担当課</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 健康福祉部 高齢福祉課、健康づくり課 イ こども若者部 若者参画課 ウ 教育委員会 学校教育課、生涯学習課 エ 住民自治局 地域づくり支援課、地域づくりセンター <p>(2) 現状</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 年間を通じて、高齢者を中心とした市民対象の講座等で、「エンディングノート」、「松本市版リビングウィル」を周知するとともに、「終活」についても取り上げ、考える機会を設けています。 イ 「終活」と何らかの関連が想定される課の担当者レベルで、終活支援に関する意見交換「終活庁内連絡会」を開催し、継続的に連携を図る仕組みの構築に着手しました。 <p>(3) 対応方針</p> <p>既存の取組みや仕組みを活用して、「エンディングノート」、「リビングウィル」に関する情報を広く発信すると共に、「生前契約」、「デジタル遺産」等若い世代にも届きやすい視点で、年齢層に応じた情報発信を実施し、「自分事」への意識転換を図れるよう、全世代に取組みを拡大します。</p> <p>（既存の取組み）</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 小・中学生 自殺予防、エイズ・HIV性感染症予防啓発講座、認知症サポーター養成講座、介護魅力発信事業 イ 高校・大学生

提言事項の要旨	現状及び対応方針
	<p>介護魅力発信事業、認知症サポーター養成講座</p> <p>ウ 働き盛り世代 松本市出前講座、認知症サポーター養成講座</p> <p>エ その他 フレイル予防講座、エンディングノート作成講座、認知症サポーター養成講座</p>
<p>(2) 「「行政」×「社会福祉協議会」×「地域」の役割の確認と見直し、3者の一体的支援の推進、拡充に向けた関係の強化」</p> <p>「松本市版地域包括ケアシステム」をアップデートし、次なる超高齢化時代に対応するため、終活支援事業に関する行政、社会福祉協議会、地域のそれぞれの役割を確認し、更なる関係の強化を図ってください。</p>	<p>(1) 担当課</p> <p>ア 健康福祉部 福祉政策課、高齢福祉課</p> <p>イ 住民自治局 地域づくり支援課、地域づくりセンター</p> <p>(2) 現状</p> <p>ア 令和7年6月から「松本市終活情報登録事業」を実施するに当たり、地域の高齢者福祉に関わる関係団体と打合せを始め、終活支援事業をスモールスタートしました。</p> <p>イ 松本市社会福祉協議会では、独自にエンディングノートを作成し、その普及啓発を通じて終活支援を実施していることを踏まえ、終活支援に関する様々な課題を共有し、更なる取組みに向けた継続協議に着手しました。</p> <p>(3) 対応方針</p> <p>終活支援事業について、社会福祉協議会と協議する場を設け、役割や連携方法を関係部局と共に整理します。</p>
<p>(3) 「身寄りなき老後支援を円滑に効率よく行うための「個人情報共有の松本モデル」の構築」</p> <p>個人情報の保護をしながらも、時と場合に応じた緩和と運用のルールが</p>	<p>(1) 担当課</p> <p>ア 健康福祉部 福祉政策課、高齢福祉課</p> <p>イ 住民自治局 地域づくり支援課、地域づくりセンター</p>

提言事項の要旨	現状及び対応方針
<p>必要。</p> <p>家族関係の提示の義務付け、エンディングノート内の情報の紐付け、関係者が情報を共有し協働できる会議の設置などについて、一定のルールを定め、個人情報共有システム「松本モデル」の構築を検討してください。</p>	<p>ウ 総務部 行政管理課</p> <p>(2) 現状</p> <p>75歳以上の単身世帯の方や、要介護3以上の方等を含む、要支援者に対しては、平常時の見守り支援や災害時の避難支援等を実施するため、松本市避難行動要支援者名簿を作成しています。</p> <p>この名簿は、「災害対策基本法」を根拠とする「松本市避難行動要支援者名簿に関する条例」に基づき、単位町会、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、地域包括支援センター等へ提供し、情報を共有しています。</p> <p>その他、支援が必要と考えられる高齢者に対しては、「介護保険法」に基づく個別地域ケア会議を必要に応じて開催し、本人、家族、民生委員等にも出席いただく中で、必要な情報について共有をしています。(別紙2参照)</p> <p>(3) 対応方針</p> <p>提案されている家族関係の提示の義務付けについては、本人の意思に基づく必要があるため、困難であるものと考えます。</p> <p>エンディングノート内の情報の紐付けについては、まずはエンディングノート自体の普及啓発に努め、研究することとします。</p> <p>また、関係者が情報を共有し協働できる会議としては、前述の個別地域ケア会議で対応できるものと考えています。</p> <p>「個人情報の保護に関する法律」では、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために、個人情報を提供してはならないとされていますので、</p>

提言事項の要旨	現状及び対応方針
	<p>ご提案の個人情報共有システム「松本モデル」の構築については、その必要性を含めて研究することとします。</p>
<p>(4) 「次世代の高齢者に向け、DXネットワークの構築と、外出機会を促すための移動支援ネットワークの充実」</p> <p>安否確認にデジタルツールを使うことや、町会活動への参加要請や他者とのつながりにスマートフォンを最大限活用することで、講座の充実を図り、高齢者のDXに対する苦手意識を取り除く取組みを進めてください。</p> <p>また、「移動の際の足の確保」について、各地区の状況を十分に把握し、その地区に最適な仕組みの構築を図ってください。</p>	<p>(1) 担当課</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 健康福祉部 高齢福祉課 イ 住民自治局 地域づくり支援課、地域づくりセンター ウ 教育委員会 生涯学習課 エ 交通部 公共交通課 <p>(2) 現状</p> <ul style="list-style-type: none"> ア DXの推進については、デジタル技術を活用した民間の安否確認ツールの紹介、チャットを活用した町会連絡網や市の高齢者福祉事業における電子申請の整備、スマホを使った「オンライン通いの場アプリ」の活用等を実施しています。 イ 令和6年度に地区公民館を会場に開催されたスマホ講座は、13地区、計161回で延べ768人の参加がありました。公民館主事やシルバー人材センターの職員など身近な人材が講師となり、少人数単位で不定期に開催されています。 ウ 移動の際の足の確保については、令和6年度から「地域ボランティア輸送等支援事業」を、令和7年度から「交通空白地有償運送補助事業」を開始するとともに、地域づくりセンターや地区生活支援員が困りごとの一環として市民の声を集約し、交通部を中心に、連携して地区支援を実施しています。 <p>(3) 対応方針</p>

提言事項の要旨	現状及び対応方針
	<p>ア 各地区で開催しているスマホ講座を継続的に進める等、高齢者のDXへの苦手意識を取り除く取組みを、関係機関と連携して進めます。</p> <p>イ 移動支援については、引き続き、各地区のニーズの把握を健康福祉部・住民自治局が行い、地域ドライバーの可能性を探るなど、地域の実情に合わせた移動の際の足の確保について、交通部を中心に関係部局が連携して取組みを進めます。</p> <p>(4) その他 令和8年度から、高齢者福祉入浴券、福祉100円バス券の電子チケット化を予定しています。</p>

3 史跡松本城の桜の管理に関する提言（経済文教委員会）

提言事項の要旨	現状及び対応方針
<p>1 提言 史跡松本城整備を前提に、同史跡の魅力「国宝松本城天守と桜、北アルプスが織りなす景観」を時代に引き継ぐため、現存の桜を保全・延命すること。</p> <p>2 提言実現に向けた具体的施策 (1) 桜の管理方針の明確化 管理計画を策定し、桜ごとに管理台帳を作成して延命のための保全管理が必要</p> <p>(2) 管理するための人材・財源の確保 松本城管理課に樹木医を配置し、情報収集、実施可能な保全業務の研究が必要、所要の財源確保</p>	<p>1 担当課 文化観光部 松本城管理課、松本城整備課</p> <p>2 現状及び対応方針 (1) 桜の管理方針の明確化 ア 現状 桜の管理は、史跡松本城の整備基本方針※¹には位置付けられていませんが、市民や観光客に親しまれている「松本城と桜」の景観を維持していくことは大切なことと認識しています。 公園内のすべての桜の活力度や成長具合を記録した「樹勢調査票」に加えて、主な桜の枝や幹の生育状況を詳細に記した「樹木診断カルテ」を活用し、現存する桜の保全活動を実施しています。 イ 対応方針 すべての桜について「樹木診断カルテ」を作成し、更に公園内の樹木分布図を付帯するなど、より具体的な管理方法を検討します。</p> <p>(2) 管理するための人材・財源の確保 ア 現状 市内で活動する樹木医は少なく、職員として配置することは困難です。 造園業者が受託する庭園・樹木管理業務委託の中で、樹木医等による樹勢調査や必要な処置を年3回実施しています。 入札によるため、受託業者は毎年異なりますが、同一の樹木医が実施</p>

提言事項の要旨	現状及び対応方針
<p>(3) 弘前城を参考にした管理手法 樹勢回復に有効な剪定方法や幹の腐食が進んだ桜への有効な対策、地下遺構に配慮した施肥の実施</p> <p>(4) 桜の保全への市民理解 桜を保全管理していくことを周知し、樹木講座や剪定した花芽のついた枝の配布といった松本城と桜に関する市民参加の取り組み</p>	<p>しており、樹木医間での連携もあります。</p> <p>イ 対応方針 業務委託の中で、樹木医だけでなく樹木管理に精通した有識者による樹勢調査・診断や処置の在り方について見直しを行い、桜の保全をより充実させていきます。</p> <p>さらに、日々桜の管理を行う職員の専門的な知識を高められるよう、視察研修等により、直営業務のスキルアップを図ります。</p> <p>(3) 弘前城を参考にした管理手法</p> <p>ア 現状 松本城の桜は強剪定を行う前に、まずは樹勢回復が必要という樹木医の見解から、施肥、不定根誘導処理、土壌灌注を実施しています。</p> <p>天守防災工事等の掘削を伴う工事に併せ、土壌を良くするための施肥を実施しています。</p> <p>イ 対応方針 人の立入りや芝の除去、土壌灌注（施肥）等により、桜の生育向上は一定の効果が見られるので、現在の管理方法を継続した上で、弘前城の強剪定などの管理方法も参考にします。</p> <p>(4) 桜の保全への市民理解</p> <p>ア 現状 桜の剪定は通行の妨げになるものや雪や風で折れた場合以外、ほとんど行っていないため、花芽の付いた枝がないことから配布は困難です。</p> <p>イ 対応方針 松本市が取り組むグリーンインフラの視点も踏まえ、史跡における</p>

提言事項の要旨	現状及び対応方針
<p>(5) 桜回廊の構築</p> <p>松本城外堀周辺の新設道路の街路樹は桜に選定、市民理解を進め、城と桜の景観を守ると共に城の周りに桜回廊を構築</p>	<p>桜の保全活動を広く周知し市民理解の醸成を図ります。</p> <p>提言を参考に、樹木講座の開催、市民参加による保全活動について有効な取組みを精査します。</p> <p>(5) 桜回廊の構築</p> <p>ア 現状</p> <p>史跡内での植樹は困難です。外堀大通り等への植栽は、南・西外堀復元事業の進捗に応じた道路整備で検討します。</p> <p>イ 対応方針</p> <p>城と桜を一緒に眺められる新たな景観形成について関係部局と連携した取組みを検討します（松本城三の丸エリアビジョン等）。</p>

※1 史跡松本城整備基本計画

4 AIを活用した水道管路診断の実施に関する提言（建設環境委員会）

提言事項の要旨	現状及び対応方針
<p>管路更新に当たっては、埋設年度による更新ではなく、管路の劣化を予測し、効率的に管路の更新を行うため、「AIを活用した水道管路診断の実施」が最適です。</p> <p>(1) AIによる分析は、データ（漏水、修繕位置）の量や質が精度に大きな影響を与えるため、今後、データの有無を含め、きちんと整理した上でホームページなどを通じて「見える化」が必要です。</p>	<p>(1) 担当課 上下水道局 上水道課</p> <p>(2) 現状 現在の管路更新の優先順位は、平成29年度策定の「アセットマネジメント」に基づくもので、管種、布設年度及び重要度を考慮して定めています。</p> <p>(3) 対応方針 ア AIの導入は優先順位の精度向上、経費節減などに有効であると考えているため、令和9年度に予定しているアセットマネジメントの見直し時に、AIを活用した劣化予測に取り組みます。 イ データの欠損する地区については、引き続きデータの精度を上げて整理した上で、ホームページなどを通じた「見える化」に努めます。</p>

身寄りなき老後支援に関連する松本市の個人情報共有の現状

避難行動要支援者名簿

	避難支援等関係者	避難行動要支援者 名簿の提供	個別地域ケア会議 への参加可能性
1	単位町会（町会長、隣組）	○	○
2	民生委員・児童委員	○	○
3	自主防災組織	○	△
4	消防団	○	△
5	松本市社会福祉協議会	○	○
6	地域包括支援センター	○	○
7	松本広域消防局	○	△
8	松本警察署	○	△
9	その他避難支援等の実施に携わる関係者	○	△

※ 市長は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者に対し、避難行動要支援者名簿に記載した情報を提供するものとする。

また、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に対し、避難行動要支援者の同意を得ることなく、名簿情報を提供することができる。

（根拠法令等：災害対策基本法、松本市地域防災計画、松本市避難行動要支援者名簿に関する条例）

※ 上記9については、実際に、その他関係者へ情報を提供したことはありません。

個別地域ケア会議

	関係者等	避難行動要支援者 名簿の提供可能性	個別地域ケア会議 への参加
1	介護支援専門員（ケアマネジャー）	△	○
2	保健医療及び福祉に関する専門的知識を有する者	△	○
3	民生委員その他の関係者	△	○
4	関係機関及び関係団体	△	○

※ 市町村は、被保険者が地域において自立した日常生活を営むことができるよう、包括的かつ継続的な支援を行う事業の効果的な実施のために、上記の関係者等により構成される会議を置くように努めなければならない。

（根拠法令：介護保険法）

※ 上記3、4については、実際に、民生委員のほか、本人・家族、地域住民、町会長・町内公民館長、社会福祉協議会等の参加実績があります。